

## 「一般調査業」に係る競争入札参加資格審査の申請について

「測量業」、「建築関係コンサルタント業」、「建設コンサルタント業」、「地質調査業」および「補償コンサルタント業」に加え、建設工事に関連する調査、分析等を行う者を対象として、「一般調査業」を設けています。

### 1 一般調査業の対象業務

**建設工事に関連する調査、分析等の業務**で次に掲げるもの

- ①水質調査 ②土壌・底質調査 ③騒音・振動調査 ④流量・水位調査、  
⑤大気・気象調査 ⑥動植物調査 ⑦建設業に関する経済調査

### 2 留意事項

- (1) 一般調査業に係る業務を含む場合であっても、測量業（測量法）、建築関係コンサルタント業（建築士法）、建設コンサルタント業（建設コンサルタント登録規程）、地質調査業（地質調査業者登録規程）または補償コンサルタント業（補償コンサルタント登録規程）の競争入札参加資格が必要な業務を発注する場合には、建設コンサルタント業等の資格で発注する場合がありますので、建設コンサルタント業等の資格についても併せて申請することをお勧めします。
- (2) **建設工事に関連しない調査、分析等の業務**について競争入札参加を希望する場合は、別途、福井県総務部財産・事務管理課で実施する「競争入札参加資格審査（物品購入等）」の申請をしていただく必要があります。

【例】建設工事に関連しない調査、分析等の業務であるとして、物品購入等で発注された業務には、次のようなものがあります。

庁舎設備（空調、電気、消防等）の保守点検業務、建築物定期点検委託業務、地下水質概況調査分析業務、ダイオキシン類土壌環境調査業務等

競争入札参加資格審査（物品購入等）は、下記ホームページを参照してください。

[「競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）の提出について」](#)

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisanzimu/zaikatsu/sinsei.html>)